

参考 1 環境基準（自動車騒音・一般環境騒音）

生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で、維持されることが望ましい基準。

地域の区分	道路に面する 地域以外の地域		道路に面する地域			幹線交通を担う道 路に近接する空間
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	昼間	55dB以下	左記のうち、2車 線以上の車線を 有する道路に面 する地域	昼間	60dB以下	昼間 70dB以下
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	夜間	45dB以下		夜間	55dB以下	
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	昼間	55dB以下	左記のうち、2車 線以上の車線を 有する道路に面 する地域	昼間	65dB以下	夜間 65dB以下
都市計画区域で用途地域の定 められていない地域	夜間	45dB以下		夜間	60dB以下	
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	昼間	60dB以下	左記のうち、車 線を有する道路 に面する地域	昼間	65dB以下	(全地域共通) ※備考参照
	夜間	50dB以下		夜間	60dB以下	

※備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては 45dB以下、夜間にあつては40dB以下）によることができる。